

みんなの

青空のために！

～ディーゼル車運行規制の適合車チェックにご協力を！～

**Q あなたの会社では、
荷物等の運搬委託先が
適合車を使用しているか
確認していますか？**

**Q あなたの会社のディーゼル車は、
適合車ですか？**

荷主の義務 (埼玉県生活環境保全条例第33条)

荷主には、商品の配達、人の送迎などを委託した相手先の会社が、規制適合車を使用していることを確認するなどの義務があります。
義務に違反した場合には、勧告及び公表をする場合があります。

立入検査の実施 (同条例第120条第1項)

委託先の会社が不適合車を使用している場合などには、荷主の義務の履行状況について、県として立入検査を実施する場合があります。

～簡単な適合車チェックの方法は裏面へ～

適合車のチェックと適合車の使用要請

① 委託先のディーゼル車で古そうな車両があるかどうか見てください。

② 古そうな車両がある場合、右のステッカーがあるか確認してください。



③ ステッカーがない場合、委託先に初度登録から7年経過車か聞いてください。

④ 7年経過車の場合、粒子状物質減少装置の装着の有無を尋ねてください。

装着していない場合
不適合車両の可能性大！

委託先に粒子状物質減少装置の装着など適合車の使用を要請してください！

※ 一部の車両は、このフローだけで不適合車か判定できない場合があります。御不明な点は、中央(さいたま市:048-822-5199)、西部(川越市:049-244-1250)、東松山(東松山市:0493-23-4050)、秩父(秩父市:0494-23-1511)、北部(熊谷市:048-523-2800)、越谷(越谷市:048-966-2311)、東部(杉戸町:0480-34-4011)の各環境管理事務所又は大気環境課(048-830-3064)までお問い合わせください。